

青酸加里取締強化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年一月二十八日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

## 青酸加里取締強化に関する質問主意書

- 一、最悪質犯罪は青酸カリによる毒殺である。世界初まつて以來とも思われる某銀行の十数名毒殺事件も青酸加里だと当局は発表してある。青酸カリを入手するに極めて容易である大欠点が発見される。國民全体が恐れおののく毒殺事件に、青酸カリが全國至る処の鉄工場に普通の物品と同様に簡単に放置されておるので悪人がドシドシ入手して、悪用してあるのである。これが犯罪の主因である。政府はこれ等鉄工所や鍛冶屋に極めて嚴重に保存せしむる事である。それが方法の徹底を期すべき政府の所見を問う。
  - 二、重クロム酸カリの殺人性は青酸カリに次ぐものであるがこれが小学校の陳列棚に全國各小学校におかれ何十万人も殺す量でありこれが貯藏を更に嚴重にするか取上げるべきだが政府の所見を問う。
- 右質問に対し速かなる答弁を要求する。